

北海道大学医学部保健学科学生の大学院保健科学院授業科目及び
大学院共通授業科目履修に関する取扱要項

令和3年3月18日
保健学科会議承認

(目的)

第1条 医学部保健学科では、学士課程において優秀な成績を修め、かつ、北海道大学大学院保健科学院に進学を希望する学生に対して、より高度な教育を早期に受けることが可能な学修環境を提供し、もって大学院への進学の動機付けに資することを目的として、大学院保健科学院授業科目及び大学院共通授業科目の履修を、以下に定める範囲で認めるものとする。

(履修者の資格)

第2条 前条における授業科目を履修（以下「早期履修」という。）することができる学生は、医学部保健学科卒業後、引き続き、大学院保健科学院修士課程に進学を希望する者で、3年次1学期までに、医学部規程（平成7年4月1日海大達第9号）別表に掲げる専門科目において所定の単位を修得し、かつ、通算GPAが3.0以上の評価を得た者で、第6条に規定する審査及び保健学科会議の議を経て、医学部保健学科長（以下「学科長」という。）が許可した者とする。

(履修者数)

第3条 履修者数は10名程度とする。

(履修対象科目)

第4条 早期履修の対象となる授業科目（以下「早期履修科目」という。）は、保健科学院規程（平成20年4月1日海大達第85号）別表（第8条関係）における専攻共通科目「リスクマネジメント特論」及び北海道大学大学院通則（昭和29年3月17日海第達第3号）第21条第9項に規定する「大学院共通授業科目」とする。

(履修単位数の上限)

第5条 早期履修科目の履修は10単位を上限とする。

(早期履修予定者の決定)

第6条 早期履修予定者の決定については次のとおりとする。

- (1) 学科長は、学生から早期履修の申請があった場合、学科教務委員会に審査を付託する。
- (2) 学科教務委員会は申請のあった者のうち、通算GPAの上位の者から順に履修者数の範囲内において早期履修予定者を決定する。
- (3) 前号の審査は、3年次2学期に行う。
- (4) 審査の結果は、「可」又は「不可」とし、「可」の者を早期履修予定者とする。ただし、

早期履修予定者が4年次に進級できなかった場合は、当該許可を取り消す。

(その他)

第7条 本要項に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、学科長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要項は、令和3年3月18日から実施する。